

石川県公報

令和元年6月13日(木曜日)

号 外

(第 10 号)

目 次

告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2

告 示

石川県告示第49号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年6月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「夜サプリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ナイトサプリ +Plus」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「狂濡サプリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「性暴サプリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「絶倫サイクロン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「潮吹きラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「霸王」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「狂姫」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「butterfly sex」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「野獣ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ガン キメセク」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「潮吹き♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマンコ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「拷問ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ecstasy trip」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「HYBRID HERB (by shotgun)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「爆キメ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「とろける2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ガンギメ・ウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「操人形♀」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「RASHバイアグラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「RASH淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「RASH拡張」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「アナルフィスト(直)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「ドロドロ性行」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「分泌液トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「BORN TO RiDE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「LGBT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX MACHINE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「18+」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Sex Bomber super harb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「狂マゾヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「オーガズムリキッド」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「キメ肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和元年6月14日

石川県告示第50号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年6月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノール-1-アミン及びその塩類
- (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和元年6月14日